こうべキエーロサポート店制度実施要領

（目的）

第１条 この要領は、こうべキエーロ（以下、キエーロ）の普及推進を支援する小売店等の事業者を「こうべキエーロ サポート店」（以下「サポート店」という。）として登録し、こうべキエーロの認知度向上を図ることによって、市民・事業者・行政が協働し、こうべキエーロを活用した生ごみ減量を推進することを目的とする。

（対象事業者）

第２条 サポート店に登録できる事業者は、神戸市内の小売店等を営業する者とする。

（登録の要件）

第３条 次の各号の要件をすべて満たすものとする。

（１）キエーロに使用可能な容器または土を販売すること。

（２）キエーロのサポートを無償で行うこと。

（３）神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年３月29日神戸市条例第29号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

（登録の手続き）

第４条 サポート店への登録を希望する事業者（以下「申請者」という。）は、「こうべキエーロ サポート店 登録申請書」（様式第１号）（以下「申請書」という。）を神戸市長（以下「市長」という。）あてに提出する。

２ 市長は、申請者から提出された申請書の内容を確認し、前条の要件を満たす場合は、サポート店として登録する。

（登録内容の変更等）

第５条 サポート店は、申請書に記載した内容に変更が生じた場合は、「こうべキエーロサポート店 登録内容変更届」（様式第２号）を速やかに市長に提出するものとする。また、登録の抹消を希望する場合は「こうべキエーロサポート店 登録抹消届」（様式第３号）を速やかに市長に提出するものとする。

（登録の取り消し）

第６条 市長は、サポート店が第３条に規定する要件のいずれかを欠いた場合又はサポート店として適当ではないと判断した場合は、登録を取り消すことができる。

（市の役割）

第７条 市は、次の各号に掲げる項目を行うこととする。

（１）サポート店にポスター、ガイドブック等の啓発資材を無償貸与する。

（２）サポート店と連携し、市民向けの講習会等を開催する。

（３）市のホームページ又はその他刊行物等により、サポート店が実施する取り組みに関する情報を発信する。

（４）その他、キエーロの普及促進に係る事項を実施する。

（サポート店の役割）

第８条 サポート店は、次の各号に掲げる項目を行うこととする。

(１) キエーロに使用可能な容器または土を販売する。

(２) 来店者に対してキエーロに関する助言・支援等を行う。

(３) 市が提供する啓発資材等を活用し、キエーロを来店者に周知する。

(４) 市と連携してキエーロの普及促進に係る事項を実施する。

（事務の処理）

第９条 この要領に関する事務は、環境局資源循環課において処理する。

（委任）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、環境局長が別に定める。

付則

この要領は、令和６年６月28日から施行する。